

## 第25回定期総会次第

議長

定刻になりましたので、ただいまより令和2年度3月第25回総会を開会いたします。

開会時間は午後1時32分です。

なお、本日の会議において、農業委員会等に関する法律第29条により、農地利用最適化推進委員の出席を求めています。本日は推進委員「櫻井毅」委員より欠席の連絡を受けております。出席農業委員は14名中14名で、定員数に達しておりますので総会は成立しております。出席を求めた農地利用最適化推進委員の出席人数は8名です。

お願い事項として、質疑等は挙手の後、許可を得て起立して、議席番号、氏名を名乗ってから行うようお願いいたします。次に、携帯電話はマナーモードに設定し、緊急以外は通話しないことをお願いいたします。

つづきまして日程1、議事録署名委員の指名ですが、席順により、議席番号8番「吉野勝巳」委員、11番「青木恒夫」委員をお願いいたします。

それでは、日程に従い議事に入ります。

日程2、議案第1号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、を上程いたします。今月は2件の申請がありました。申請番号1番について、事務局より説明をお願いします。

事務局

はい。議案第1号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、「申請人より農地法第5条第1項の規定による許可申請があったので、その適否を諮る」とのことです。

それでは、申請番号1番につきまして説明させていただきます。

(申請番号1番について説明)

本申請について補足説明いたします。

本申請は一部申請になっておりますが、(先に説明したお通り)残りの残地面積については農業用倉庫が建っており、令和2年12月総会で農業用施設用地として報告案件になっております。

キャンプ場は昨年11月にオープンし、自然を生かしたキャンプ場として運営しています。客足が伸びているとのことで、5月までの問い合わせ状況を添付していただいておりますが、すでに問い合わせが多い日についてはお断りしている状況です。お断りの理由としてキャンプサイトが少ないことと、駐車場に停められる台数が少ないこととされており、今回の農地転用許可をうけてもテント2張分しか確保できないため、現在隣接地についてもキャンプ場拡張のた農振除外の相談をされております。

転用後は工事等は行わず、今のままの環境を生かしてキャンプサイトとして運用予定です。なお、隣接農地耕作者は本案件の譲り渡し人であり、同意書の添付もされていることを申し添えます。

本件の農地区分は、公共投資の対象にならない小集団の生産性の低い農地「第2種農地」に当たると判断されます。

最後に、調査区は大河地区になります。以上、内容説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

議長

それでは、調査担当区の大河地区委員より現地調査報告をお願いします。

第25回定期総会次第

2番根岸委員

はい。2番根岸が報告いたします。3月22日9時、農業委員3名、推進委員2名、計5名で現地調査をいたしました。このキャンプ場はネットで集客しているようですが、すでにサイト数以上の問い合わせがあり、お断りをしている状態と聞いております。デイキャンプのお客さんも多いようです。キャンプ場をするにあたり、昨年、経営者の考え方等を区長に説明する機会を設けました。8組～10組のキャンパーを受け入れたいと聞いております。現在プラムと桜が植わっておりますが、枝切り程度でテントスペースを確保できるのではないかと思います。特に問題はないかと思いますが、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長

ありがとうございます。それでは、質疑に入ります。みなさんの質問、意見を伺います。質問、意見のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

議長

それでは推進委員のみなさん、いかがでしょうか。

(質疑なし)

議長

他に質疑がないようですので、採決に入ります。申請番号1番について、承認に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので申請番号1番については可決、承認されました。ありがとうございます。

それでは、申請番号2番について事務局より説明をお願いします。

事務局

それでは、申請番号2番につきまして説明させていただきます。

(申請番号1番について説明)

本申請について補足説明の前に訂正いたします。昨年6月議案では営業所数を28、埼玉西営業所の開設時期を9月としておりましたが、代理人に確認したところ正しくは今回説明にあった通り営業所数26、開設時期は12月のことです。よろしくおねがいします。

本申請は令和2年6月議案で農振除外について可決された案件です。賃借権設定のため、土地賃貸借契約書の写しが添付されており、期間は7年間で、異議がない場合は2年毎の自動更新です。土地は段差がありますので、造成を予定しています。

本申請について、工事資金を賄う証明として、決算書を添付していただいております。

なお、本件の農地区分は、公共投資の対象にならない小集団の生産性の低い農地「第2種農地」に当たると判断されます。

最後に、調査区は八和田地区になります。以上、内容説明とさせていただきます。よろしくお願ひします。

議長

ありがとうございます。事務局に一点確認ですが、本案件について安藤委員が関係委員として退出しておりますが、どのように関係しているのですか。

事務局

はい。安藤委員は本案件の申請代理人として関係しております。

第25回定期総会次第

議長

わかりました。ありがとうございました。  
それでは、調査担当区の八和田地区委員より現地調査報告をお願いします。

12番大澤委員

12番大澤が報告いたします。3月19日9時、農業委員5名、推進委員3名、計8名で譲受人立ち合いのもと現地調査を行いました。境界杭の確認、資材置き場の計画など説明を受けました。斜面はフォークリフトが動けるような傾斜にけずるとのことです。現地にはU字溝があり、山からの出水もあるため今後も活用することが望ましいと思います。大雨の際は吸いきれず道路に流れ出しているとのこと。進入路は2～3mの段差がありますが、4t車が通行しやすくなるように整地するとのこと。仮囲いや足場ですが、「汚れたものを持ち込むのか?」と質問したところ、きれいに洗浄したものを持ちこむとのことでした。調査区としては、農地として活用できるような土地ではなく、有効活用の意味でも、転用してもよいのではないかと思います。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長

ありがとうございました。それでは、質疑に入ります。みなさんの質問、意見を伺います。質問、意見のある方は挙手をお願いします。

9番権田委員

はい。

議長

はい。権田委員。

9番権田委員

はい。9番権田です。現地調査の補足説明いたします。4t車がかはいるとのことで、敷地内の電柱も通りやすいように移設するとのことでした。側溝については町と協議していると聞いていますが、時には10t車も通るようなお話でしたので、側溝の蓋が割れないか心配だという声が上がっていました。そのへんはしっかり確認していただけてるのでしょうか。

議長

事務局、いかがですか。

事務局

はい。代理人からは町の建設課と協議済みだと聞いています。

9番権田委員

わかりました。ありがとうございます。

議長

ほかにありますか。

(質疑なし)

議長

それでは推進委員のみなさん、いかがでしょうか。

(質疑なし)

議長

他に質疑がないようですので、採決に入ります。申請番号2番について、承認に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

第25回定期総会次第

議長

全員賛成ですので申請番号2番については可決、承認されました。ありがとうございました。

つづきまして、日程3、報告第1号「農地法第5条第1項第7号の規定による届出について」を上程いたします。今月は6件の届出がありました。事務局より報告をお願いします。

事務局

はい。事務局より報告いたします。報告第1号農地法第5条第1項第7号の規定による届出について「申請人より農地法第5条第1項第7号の規定による届出があったので、報告する」とのことです。

(申請番号1番から順に読み上げる)

以上、報告いたします。

議長

ありがとうございました。

つづきまして、「その他」について入ります。その他として議題として取り上げることはないでしょうか。

(挙手なし)

議長

ないようですので、以上で本日の日程はすべて終了いたしました。これをもちまして令和2年度3月第25回小川町農業委員会総会を閉会いたします。閉会時間は午後2時28分です。